鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について

19生産第9427号 平成20年3月31日 農林水産省生産局長

改正 平成21年3月31日

改正 平成21年5月29日

改正 平成22年4月1日

最終改正 平成23年4月1日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423 号農林水産事務次官依命通知)別表の事業内容欄に定める推進事業及び整備事業の実施に必要な交付金の配分基準を、次のとおり定める。

第1 配分基準

各都道府県の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる1から3までにより配分額を順次算定して得た額を合算して得た額とする。

1 基礎配分

緊急対策枠及び通常対策枠の予算額を合計した予算額のうち、1/4を 都道府県別の要望額に応じて、1/4を鳥獣による農林水産業等に係る被 害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の 被害防止計画を作成(都道府県と協議中のものを含む。)している市町村 の数に応じて、各都道府県に配分する。この場合、各都道府県の要望額を 上限とする。

2 ポイント配分 (緊急対策枠)

緊急対策枠の予算額から1の緊急対策枠に相当する配分額を差し引いて得た残額については、別表の1から6までに基づき算定したポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額の1/2に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合、当該都道府県の要望額から1による配分額を差し引いて得た額を上限とする。なお、同一のポイントの全ての事業実施計画に配分するのに必要な配分額が残されていない場合については、配分しないこととする。

3 ポイント配分(通常対策枠等)

1及び2による配分後の残額については、2で配分対象とならなかった 事業実施計画について、別表により算定したポイント(ただし、別表の3 の自給率の向上等に関する審査における3ポイントについては算定しない。)の合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要 望額の1/2に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合、当該都道府県の要望額から上記1及び2による配分額を差し引いて得た額を上限とする。

なお、配分残額が同一ポイントの未だ配分対象となっていない事業実施計画の合計の要望額の1/2に相当する額の合計を下回る場合には、当該の配分残額をこれらの事業実施計画に係る要望額に応じて当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。

その際、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画については、優先的に配分の対象とする。

第2 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

· 加农	
審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 計画性に関する審査 ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する 法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第 4条に規定する被害防止計画に基づく取組の場合	5
イア以外の被害防止計画に基づく取組の場合	1
2 総合性に関する審査 ア 個体数調整、被害防除及び生息環境管理に関するすべての取組が行わ	5
れる場合 イ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか2つの取組	3
が行われる場合 ウ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか1つの取組 が行われる場合	1
3 自給率の向上等に関する審査 次のいずれかの取組を22年度に既に行っている等、平成23年度に行うことが確実と見込まれる場合にポイントを付与 ア 戸別所得補償制度の戦略作物 (麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用 米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね、加工用米)を作付けする場合 イ 偶蹄目の家畜を飼養する場合 ウ 戸別所得補償モデル事業対策実施要綱(平成22年4月1日付け21政第1 90号農林水産事務次官依命通知)の5の(1)の④、農業者戸別所得補償制度実施要綱の別紙1に定める「調整水田等の不作付地の改善計画」に基づいて、或いは同要綱の第7の5の(2)の①に定める「耕作放棄地の再生利用計画」に基づいて不作付け地の解消に取り組む場合、又は、これに類する以下の取組を行う場合・中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改 B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)の集落協定に基づき、耕作放棄地の防止等の活動に取り組む場合・農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振1777号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第4の2の(2)、又は農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第4の2の(2)の協定に基づき、農地の適切な維持及び保全に取り組む場合・耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2376号農林水産事務次官依命通知)の第6の2の(1)の再生利用実施計画に基づき、再生利用に取り組む場合	3
4 実施体制・実効性に関する審査 ア 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を編成している場合 イ 狩猟免許の取得による捕獲の担い手、技術指導者の育成などにより地 域における被害防止対策に係る人材の育成確保に取り組む場合 ウ 地域協議会に、行政(市町村等)、農林漁業者(農林漁業団体等)、技 術指導者(都道府県の普及指導機関等)、捕獲関係者(猟友会等)のすべ てが含まれている場合	5 3 1

5 被害の軽減目標に対する審査 ア 被害防止計画において被害面積及び被害額のいずれも30%以上軽減 する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 イ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを30%以上軽 減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 ウ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽	3
減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合	
6 その他	
ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合	3
イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合	3
ウ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合	3
エ 事業実施主体が当該都道府県における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に	1
関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第7	
条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う場合	
オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16	1
年法律第78号)第18条第1項により確認を受けた防除の確認に資する	
取組を被害防止計画に基づいて市町村において行う場合	_
カ 市町村において鳥獣保護法に規定する鳥獣の捕獲許可権限の委譲を受	1
けて当該鳥獣の捕獲に取り組む場合	

- 注1) 1の計画性に関する審査の取組内容については、事業実施計画における取組が鳥獣被害防止特措法第4条に規定する被害防止計画(作成することが確実と見込まれる場合も含む。)に基づく取組であるか、同法に基づかない任意の被害防止計画に基づく取組であるか、いずれかにより判断する。
- 注2) 2の総合性に関する審査の取組内容については、以下のとおりとする。
 - ①個体数調整とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、生息状況調査等に 係る取組。
 - ②被害防除とは、防護柵の整備、追払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査(情報マップ の作成を含む)等に係る取組。
 - ③生息環境管理とは、緩衝帯の設置(牛の放牧等)、放任果樹の除去、里山の整備等に係る取組。 なお、当該事業実地主体の地域において、被害防止計画で対象とする鳥獣の防護柵の整備が 必要な地域(既整備地域を含む)で、既に概ね8割以上において防護柵が整備済み又は当該年 度において整備が見込まれる場合は、被害防除に関する取組が行われているものとみなす。
- 注3) 3の自給率の向上等に関する審査について、市町村で取り組まれているかどうかで判断 してよい。
- 注4) 4の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のアについて、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣 被害対策実施隊を被害防止計画等における記載により23年度以内に編成することが確実と見込まれ る場合は、編成されているものとみなす。
- 注5) 4の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のイについて、被害防止計画により人材の育成確保の取組が市町村において行われる場合に付与できるものとする。
- 注6) 5の被害の軽減目標に対する審査については、被害防止計画に記載された対象鳥獣の被害軽減目標を達成するために取り組む場合に付与できるものとする。
- 注7) 6のその他のアについては、事業実施計画が基づいている被害防止計画が複数の市町村 を対象範囲として作成されている場合に算定できるものとする。
- 注8) 6のその他のイについては、地域協議会及びその構成員が推進事業(都道府県及び市町村によるソフト事業も含む。)、整備事業の両事業を行う場合に一体的に取り組むものとして付与できるものとする。
- 注9) 6のその他のウについては、過年度、市町村において、鳥獣(被)害防止総合支援事業に取り組

んでいない場合に算定できるものとする。

- 注10) 審査項目の 1 、 2 、 3 及び 5 については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。 4 及び 6 については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。
- 注11) 4 のウについては、事業実施計画に添付する被害防止計画に定める地域協議会の構成機関及び関係機関により算定するものとする。

また、2、6のオ及びカについては、事業実施計画に添付する被害防止計画により算定するものとする。なお、6のエについては、事業実施計画に基づいて算定するものとする。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。